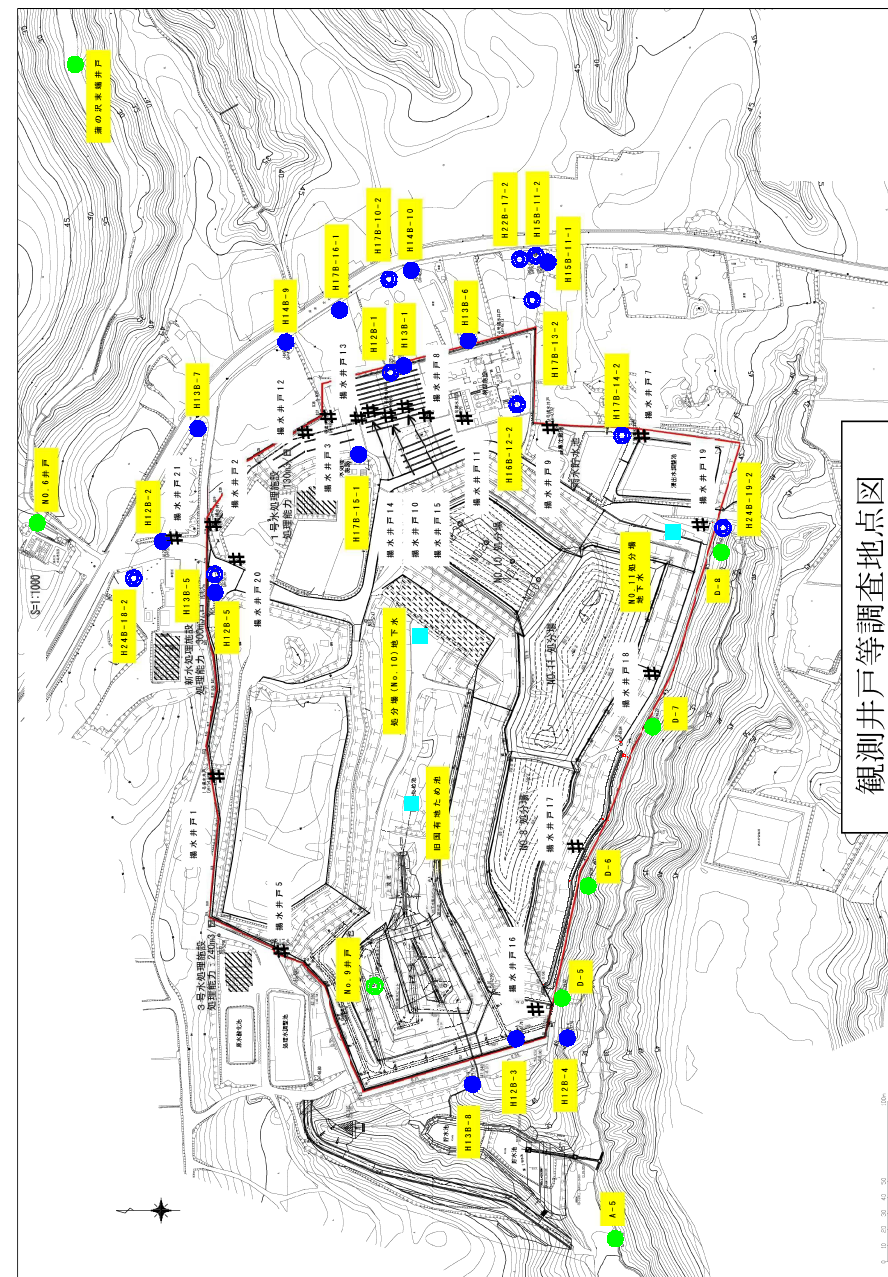
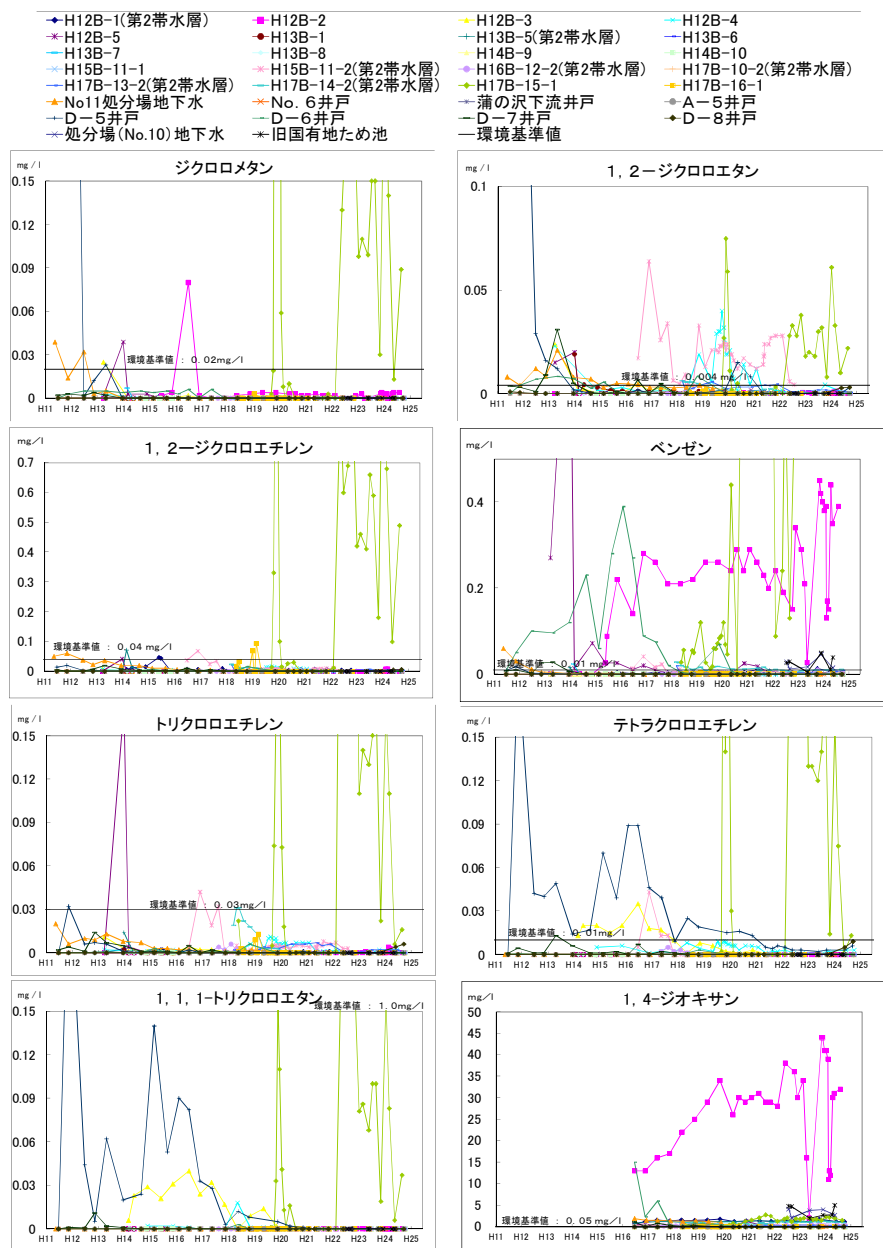
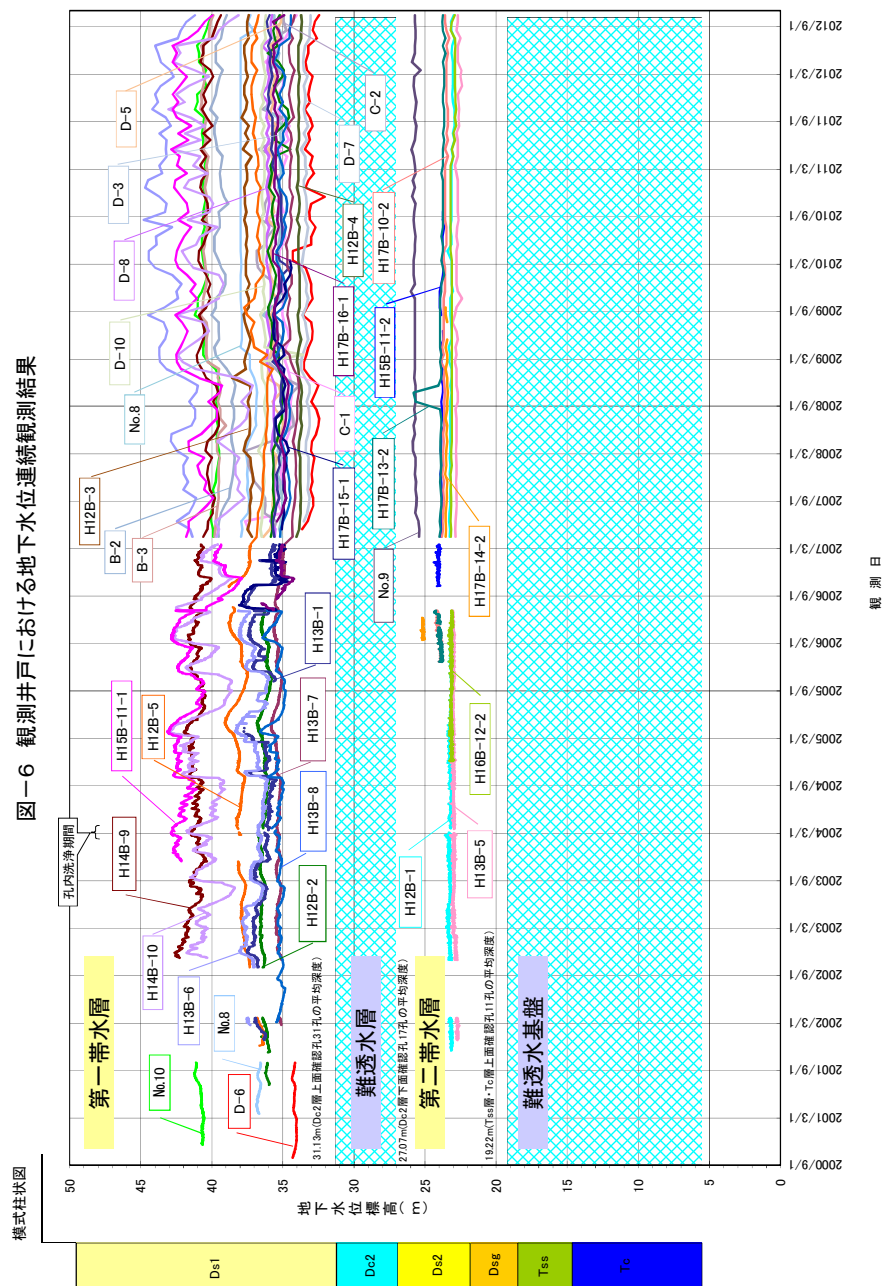


図-5-2 地下水質(観測井戸)の経年変化



図一6 観測井戸における地下水位連続観測結果



6 地元住民の主な関わり

(1) 県が有限会社能代産業廃棄物処理センターに対して平成7年6月に行った処分場（No. 11）設置許可処分について、「処分場の構造」、「住民同意」、「事業者の適格性」などについて違法性があるとして、同年9月に地元住民からその取り消しを求めて提訴された訴訟については、平成14年10月の弁論準備において、裁判所から「判決以外の解決方法」についての提案がなされ、原告・被告双方が和解に向けて協議を重ねてきた結果、平成16年5月に裁判所から和解条項案が提示され、同年7月に和解が成立した。

なお、平成5年に、地元住民が能代産業廃棄物処理センターの最終処分場からの流出汚水によって蒲の沢の財産区の土地が汚染されているとして、同センターと浅内財産区管理者である能代市長を相手に、「遮水壁の建設」と「汚染土壌の除去」を求めて提訴した訴訟についても、同時に和解が成立した。

【処分場設置許可処分取消請求訴訟に関する和解の概要】

- ① 被告は、破産者有限会社能代産業廃棄物処理センターが、センター敷地及び周辺の環境に重大な影響を与え、原告ら周辺住民に対し、悪臭等による有形無形の被害を与えたことなど、いわゆる「能代産廃問題」について、原告ら住民に遺憾の意を表明する。
- ② 被告は、原告ら及び浅内自治会、能代市浅内土地改良区、浅内水利組合、能代の産廃を考える会等住民が、長年にわたり、センターの問題の解明と環境保全対策に尽力したことを高く評価する。
- ③ 原告らは、被告に対する本件訴えを取り下げ、被告は同取り下げに同意する。
- ④ 原告らと被告は、「能代産廃問題」の解決のため、能代産業廃棄物処理センターの環境保全等に関する協定を訴訟外で締結し、今後、誠意をもって協議することとする。

(2) また、平成15年2月には、能代産業廃棄物処理センターに関する環境保全対策について、地元住民団体、能代市及び県が一体となって協議を行うことを目的とする「浅内環境再生懇談会」を設置し、協議を行ってきた。さらに、平成16年8月には上記訴訟の和解条項に基づく協定の締結に伴い、同懇談会を格上げする形で「能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会（構成：浅内自治会、小野沢自治会、能代市浅内土地改良区、浅内水利組合、能代の産廃を考える会、能代市浅内財産区、能代市、秋田県）」を設置し、協議を重ねてきている。

(3) 能代市や地元住民団体からは、県に対し処分場の掘削調査について強い要望が出

されており、特に、地元住民団体からは県議会福祉環境委員会に対しても「処分場の掘削調査を実施し、汚水浸出の原因を解明すること」との要望がなされている。

（４）平成２４年９月、平成１８年度に行った調査で№.１及び№.２処分場から液状物を含む大量のドラム缶等が発見されたことを踏まえ、事業者が初期に設置した№.７処分場までの調査を行うよう、地元自治会等５団体から県議会及び県に対し陳情書及び要請書が提出されている。

Ⅱ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向

１ 環境保全対策部会における検討及び提言

（１）環境保全対策部会における検討状況

１）産廃特措法適用に向けた環境保全対策の検討

能代産業廃棄物処理センターでは、初期の処分場に起因すると思われる地下水の汚染が認められることなどから、平成１２年６月に設置した環境保全対策部会において、これまで５回にわたって、「遮水壁の有効性の調査検討」や「環境保全対策に関する検討」を行ってきた。

平成１５年４月には、これまでの検討結果についての中間報告が取りまとめられた。

２）産廃特措法適用後の環境保全対策の検討

① 平成２２年１１月の環境保全対策部会において、環境基準項目に新たに追加された１，４－ジオキサンが、能代産業廃棄物処理センター周辺の地下水等で基準値を超えていることを報告し、特に高濃度で検出された遮水壁外の地点について、新たに揚水井戸を設置することとした。

② 平成２４年１月の環境保全対策部会において、当面の１，４－ジオキサン等の対策として既存水処理施設の改良・更新工事や旧国有地ため池の改修工事等を行うこととした。

（２）環境保全対策部会の提言内容

環境保全対策部会の中間報告では、次のような提言がなされ、今後、この提言を踏まえ、各種の環境保全対策を講ずる。

【環境保全対策に関する基本的な考え方】

- 管理型廃棄物処分場の環境保全対策は、汚水を回収し、それを処理することが基本的なものであることから、今後とも、揚水井戸による地下水を汲み上げて処理することなどの環境保全対策を継続して実施すべきである。
- 遮水壁が設置されていない東側のエリアについては、高密度電気探査の結果を踏まえ、揚水井戸（バリア井戸）を先行的に設置した上で、その汚染地下水を汲み上げ処理することによる効果を見極めながら、遮水壁の延長を検討すべきである。
- 蒲の沢や南沢、大館沢については、滲出水の水質濃度が大幅に低下していることなどから、その回収のための環境整備をしながら、現在実施している滲出水の回収処理を継続的に行うべきである。

- 場内雨水については、現在、能代市公共下水道に放流しているが、水処理量の低減化を図り、効率的な維持管理を行うため、地元住民の理解を得ながら、処理を要しない雨水は極力放流することを検討すべきである。
- 処分場が安定化するまでは、今後、概ね25年から30年の期間を要するものと考えられるが、滲出水などの水質の変動状況や地下水の流動状況等を的確に把握しながら、最小の経費で最大の効果が得られるように維持管理を行うべきである。

(3) 平成24年度までの環境保全対策の状況

現行の特定支障除去等事業実施計画に基づく環境保全対策として、汚水処理等の維持管理対策、汚染拡散防止対策、場内雨水対策などを実施した。

① 汚水処理等の維持管理対策

水処理施設の改良、揚水井戸の設置に関しては、平成24年度までに全て終了したが、センター周辺の沢の滲出水や地下水の汚染状況は改善されてきており、一定の成果が得られている。

しかし、平成21年11月に環境基準項目に追加された1,4-ジオキサンが、センター周辺の地下水等において環境基準値を超過して検出されている。特に高濃度で検出された鉛直遮水壁外の地点については、新たな揚水井戸を設置するなどの緊急対策を実施しているが、浄化対策の直接の対象となっていない第2帯水層からも環境基準値を超えて検出されていることから、維持管理対策の継続に加え、1,4-ジオキサンに対応した水処理施設の整備など、新たな対策が必要である。

② 汚染拡散防止対策

遮水壁の設置、揚水井戸の設置に関しては、平成20年度までに終了し、有効に機能していることが確認されており、引き続き汚染地下水の汲み上げ処理とモニタリングを継続するとともに、揚水井戸の整備（増設、洗浄等）など、さらに揚水量の増加に向けた措置をとる必要がある。

特に1,4-ジオキサン対策については、第2帯水層における浄化促進のため揚水井戸の新たな設置などを検討する必要がある。

③ 場内雨水対策

処分場上部や法面へのキャッピングの実施や雨水排水路の整備に関しては、平成20年度までに終了し、排水処理施設における水処理量の減量化が可能となったが、汚染地下水回収の強化により処理水量が増加するため、追加的な雨水対策を講じる必要がある。

なお、雨水対策を検討する場合には、地中に浸透する雨水の洗い出し効果による浄

化に影響を与えることのないよう配慮するとともに、必要に応じて注水井戸等の設置も併せて検討する必要がある。

さらに、住民の理解を得た上で調整池から公共用水域に放流している雨水については、水質の常時監視を継続して実施していく必要がある。

④環境モニタリング

汚染地下水の汲み上げ強化や維持管理の継続によって、周辺の各沢の滲出水や地下水の汚染状況は改善されているが、周辺環境の状況を把握するため引き続き環境モニタリングを継続する必要がある。

2 支障除去等の基本的な考え方

(1) 支障除去等の概要

能代産業廃棄物処理センターの施設の維持管理については、~~破産管財人にその能力がないことなどから、~~県が事業者に代わって、地域の環境保全を図るため、環境保全対策部会の提言や国の行政処分に関する通知(※)を踏まえ、「現場内処理」を基本とする污水处理等の維持管理等の環境保全対策を行うとともに、汚染地下水による支障の除去をするための汚染拡散防止対策を講ずる。

(※)「行政処分の指針について」(平成13年5月15日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)によると、「最終処分場において、浸出液により公共の水域を汚染するおそれが生じている場合には、遮蔽工事や浸出液処理施設の維持管理によって支障の発生を防止できるときは、まず、その措置を講ずるよう命ずるべきであって、これらの方法によって支障の発生を防止できないときに初めて、処分された廃棄物の撤去を命ずるべきである。」とされており、最終処分場については、行政処分のプロセスにおいても遮蔽工事や污水处理等の維持管理による支障の発生の防止措置が、処分された廃棄物の撤去措置よりも優先するものとして位置づけられている。

(2) 支障除去等の方法の選定

支障除去等の方法については、表-3に示しているとおりA案からD案について比較検討を行った結果、支障除去等に係る効率や事業に要する費用等の面から最も合理的と判断される「D案」を選定した。

① 污水处理等の維持管理対策

周辺環境への汚染拡散を防止するため、現在実施している揚水井戸による汚染地下水の汲み上げ処理や蒲の沢等での滲出水の回収等の環境保全対策を引き続き実施する。

② 汚染拡散防止対策

~~事業者が設置している遮水壁は有効に機能していると「環境保全対策部会」から評価されており、また、処分場の下部には、底面遮水層として機能している粘土層(Dc2層)が存在していることから、汚染拡散防止対策として遮水壁が設置されていない東側及び大館沢側に遮水壁を設置するとともに、汚染地下水を汲み上げ処理するため揚水井戸を設置する。~~(図-7参照)

③ 場内雨水対策

排水処理施設における水処理量の減量化を図るため、場内雨水対策を講ずる。

(図-7参照)

④ 処分場調査

能代市や地元住民から要望されている初期の処分場に埋め立てられた廃棄物の調査に当たっては、新たな環境汚染の未然防止に配慮する必要がある。して実施する。

このため、~~第1段階調査として「非破壊調査(高密度電気探査、地中レーダー探査、浅層反射法地震探査、土壌ガス調査)」を実施し、廃棄物の分布状況や埋立状況の把握などを行う。この調査結果をもとに、環境保全対策部会における検討や能代市及び地元住民との協議を行い、処分場に埋めてはならない液状物等の存在が疑われる場合は、直ちに第2段階調査として「ボーリング調査」や「重機試掘調査」を実施する。~~(図-8参照)

3 生活環境保全上達成すべき目標

初期の処分場などに起因すると思われる「VOC」によって汚染された地下水が周辺に拡散し、公共用水域を汚染するおそれがあるため、周辺域の水質を保全することを目的とした環境保全対策を実施する。

こうした措置を講ずることにより、蒲の沢(南沢を含む。)や大館沢で滲出している地下水の「VOC」について環境基準値を下回るレベルにすることを目標とする。